

計画停止による追加設備量を踏まえたリクワイアメント等の 検討について（その2）

2019年5月29日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

1. はじめに
2. 前回の事務局案と主なご意見
3. 減額案の概要
 - 3-1. 前回案に対する指摘
 - 3-2. 減額案のコンセプト
 - 3-3. 減額案を検討する観点
4. 減額案の考え方
 - 4-1. 減額案の概要
 - 4-2. 減額率の考え方
5. まとめ

- 前回の検討会において、計画停止による追加設備量を目標調達量に織り込むことを踏まえ、電源の計画停止調整の実効性を高める方法や費用負担のあり方について、リクワイアメントおよびペナルティの見直し案を提案した。
- 追加設備量の確保、計画停止調整の実効性の確保について異論はなかったものの、追加設備量を利用する計画停止に対して、リクワイアメントではなく容量確保契約金額の減額として評価すべきではないか、との意見があったため、改めて、整理を行った。

5. まとめ

31

- 計画停止による追加設備量を踏まえたリクワイアメント・ペナルティとしては、調整不調電源のペナルティの乗率を4倍としてはどうか。
- 調整不調電源は、以下の通りとしてはどうか。
 - ✓ 電源の計画停止調整が必要なエリア・時期において、計画停止時期の調整を依頼され、調整できなかった電源とする。
 - ✓ ただし、全ての電源の調整は不可能かつ不要であること等を考慮して、以下の場合、対象外とする。
 - 他の電源の調整により、計画停止量が、計画停止可能量の範囲内となったエリア・時期の場合。
 - 送配電設備の停止等、一般送配電事業者と調整を行い停止する場合。
- 計画停止調整の具体的なスキームは以下の通りとする。
 - ✓ 広域機関が、実需給の2年前に、供給計画の2年目で電源の計画停止計画を取りまとめる。
 - ✓ 広域機関が、メインオークションの約定結果などから、電源の計画停止調整が必要な時期、エリアを算定する。
 - ✓ 電源の計画停止調整が必要な場合、広域機関は、関係する一般送配電事業者に、調整が必要な時期、調整の必要量の目安等を連絡する。
 - ✓ 当該一般送配電事業者は、自エリアの調整が必要な時期に計画停止調整を予定している発電事業者に時期の調整を依頼し、自エリア分の調整結果を取りまとめて、広域機関に報告する。
 - ✓ 広域機関は、調整結果を取りまとめて、必要であれば、再調整を行う。
 - ✓ 広域機関は、追加オークションの実施判断を、計画停止調整結果や想定需要の変化、メインオークションで確保した供給力の市場退出状況などから判断する。

1. はじめに

(2) 計画停止による追加設備量とペナルティ、容量拠出金の関係の考察 (1/2)

5

- 電源等が供給力を提供できない場合、経済的ペナルティによって、小売電気事業者の負担を減らす、すなわち、容量拠出金の減額をはかる必要がある。特に、需給ひっ迫のおそれがあるときのペナルティ水準は高く設定している。ただし、ペナルティの設定にあたっては以下についても考慮が必要ではないか。

<ペナルティ水準と事業者の応札価格>

- ペナルティ水準を高くしても、容量拠出金そのまま減額されるわけではないこと。
 - ✓ 応札価格が、経済的ペナルティによる減額の可能性を踏まえて、上乗せされる可能性がある。
 - ✓ 計画停止による経済的ペナルティが厳しければ、応札できない年度が発生するため、その年度に必要な費用が、他年度の応札額に上乗せされる可能性がある。

<実需給の2年前の計画停止による経済的ペナルティ>

- 計画停止調整は年間全体で調整を行うこと。実需給の2年前の計画停止のペナルティを厳しくすると、計画停止調整の実効性が下がる可能性もあること。
 - ✓ 容量市場で確保する供給信頼度は、年間で評価を行っている。(現在は、実態としては、高需要期の需給バランスが厳しいものの、年間需要のフラット化等を踏まえ、年間で評価・調達・調整を行う仕組みである)
 - ✓ 実需給の2年前の計画停止調整のペナルティが厳しすぎると、調整したことを装い、その後、計画停止・計画外停止の申請を行う可能性が考えられる。

1. はじめに

(2) 計画停止による追加設備量とペナルティ、容量拠出金の関係の考察 (2/2)

6

<計画停止による追加設備量と追加オークション、容量拠出金の関係>

- 計画停止による追加設備量が必要以上であれば、容量拠出金の総額が高くなる。ただし、必要量に足りなければ、追加オークションで調達が必要となるため、容量拠出金の総額は更に高くなる。
 - ✓ 追加オークションの方がメインオークションよりも約定価格が高くなるため、追加オークションでの調達量が大きくなると、容量拠出金の総額が高くなる。
 - ✓ 2年前の計画停止調整のペナルティ水準が厳しい場合、メインオークションでの応札をためらい、追加オークションでの応札を指向する可能性も考えられる。

- 以上を踏まえ、通常行われる計画停止調整や平均的な計画外停止の発生では応札を控えることがなく、高需要期等に計画停止調整に応じない場合や計画外停止が特に多い場合等、供給信頼度への寄与が低い場合に経済的ペナルティで減額を行い、小売電気事業者の負担が緩和されることとなるリクワイアメントとペナルティを設計する必要がある。

<主なご意見>

電力レジリエンス等に関する小委員会での議論を踏まえ、計画停止の必要性ということで、リクワイアメントならびにペナルティについて適切に整理いただいたと思っている。(紀ノ岡委員)

ペナルティというよりも、そもそも年間の断面で必要な時に動かないとする電源に対し、お金を払うこと自体がおかしいとずっと言ってきた。したがって、これは一旦払ったうえで罰として取り上げるというのではなく、そもそも供給していないため、その分のお金は支払わないと考えるべきではないか。

夏や冬の停止量が出っ張るとされている時に、その時期の停止量が出っ張っていなかったならば調達量はもっと少なく済んだ、それが予め分かっていたらば調達量は少なく済んだという時、夏や冬に止まっている電源は、すべからず調整不調電源とするべきではないか。

半額を出発点にして、さらにもし問題があればペナルティにするのが自然だと思う。さらに、絶対に出てきてくれないと困っているが、これだと最悪の場合はペナルティによってマイナスになる可能性もあり得る。(松村委員)

停止調整の実効性を考慮すべきであろうと思う。スライド22にて2年前の調整から計画停止時を変更する場合には、一般送配電事業者と調整するとの記載があり、2年前の停止調整が上手くいくという前提でH3×4.5%が設定されている。(岡本委員)

大規模なオーバーホールや更新工事があれば、一定期間作業期間が必要となり、やむを得ずに高需要期に停止期間が重なってしまうことがあり得るかと思う。心配なのは、高需要期を避けようとするあまり、適切な時期に取替更新が出来にくくなり、設備そのものの信頼度を落とすことがあってはならない。(加藤委員)

計画停止調整の実効性の担保が重要と思っている。実務性のフィジビリティを重んじることが重要であると思う。定期点検も人員の確保、資器材の確保を含めて2年前に調整するということが、実際にオペレート出来るかどうか、また、実態を把握した上で実効性を高めていただきたい。(小宮山委員)

需給ひっ迫の時に計画外停止した時と、停止不調により計画停止をしているということ自体は性質としては同じと思うが、計画外停止の場合はペナルティで、計画外停止以外で調整不調の場合は別に考えるということについて、なぜ違うのかということ整理が必要ではないか。

これは、むしろ止めるべきだった、調整できるはずだったということが一つの例外を認める要件だとすれば、本当にやむを得なく高需要期に停止せざるを得ないという場合の例外についても考える必要があるのかないのかということも含めて整理していただきたい。(市村委員)

3. 減額案の概要

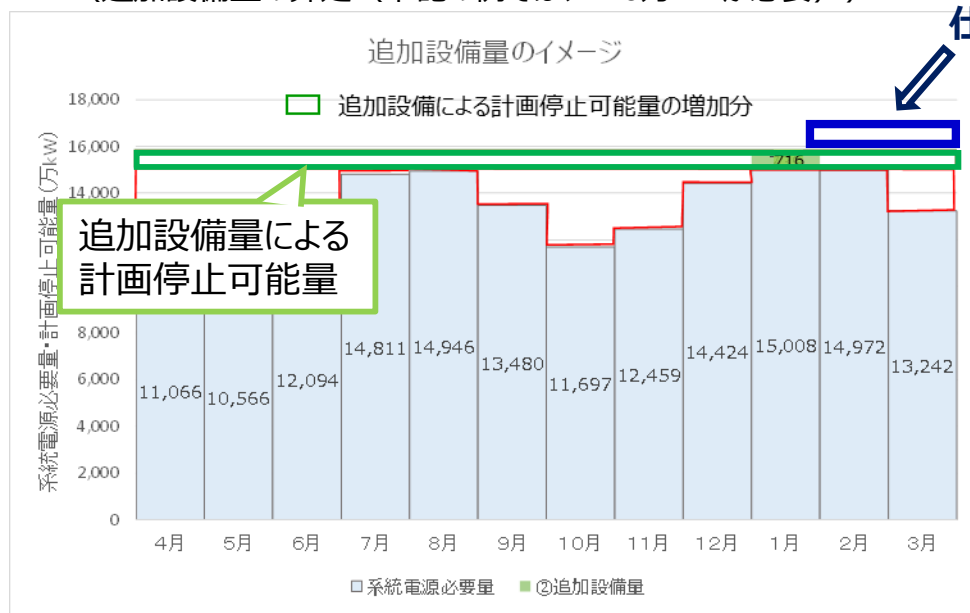
3-1. 前回案に対する指摘

- 前回の提案に対して、高需要期（夏季・冬季）に計画停止を行わざるを得ない量をメインオークションにおいて目標調達量に追加するが、高需要期の計画停止がなければ追加が不要であるため、容量確保契約金額を払う必要性が説明できていない（リクワイアメントで模擬せず、シンプルに減額すべき）、という課題が指摘された。

～以下、前回説明の抜粋～

- ① 計画停止調整を行うことを踏まえて必要な設備量（追加設備量）を算定する。（図Aの「緑」）
- ② 実需給の4年前のメインオークションで、追加設備量を踏まえた目標調達量で調達する。

図A：上記①②のイメージ
(追加設備量の算定（下記の例では、716万kWが必要）)



前回、リクワイアメントと経済的ペナルティの仕組みの中で乗率を厳しくして評価する案を提案

<前回提案に対する指摘>

最低限の追加量であるため、実需給断面において、高需要期には計画停止する

容量拠出金を減額すべきではないか

実需給断面において、高需要期以外を含めた供給力の提供を期待しているため、リクワイアメントと経済的ペナルティで評価する案を提案

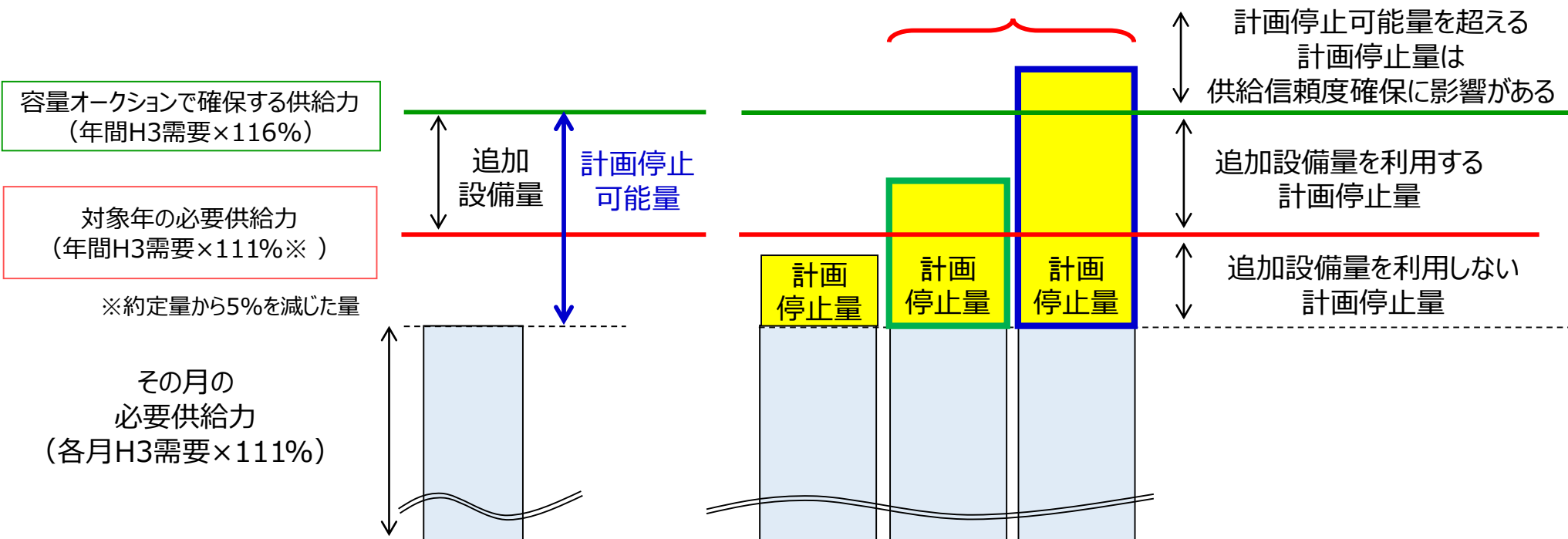
□ 年間計画停止可能量：21,326万kW・月
■ 設備追加量による年間計画停止可能量：8,596万kW・月 } 1.90ヵ月

3. 減額案の概要

3-2. 減額案のコンセプト

- 今回、これまでのリクワイアメント・容量確保契約金額の考え方と異なる新しい概念で減額案を検討する。
 - ✓ 供給信頼度確保に影響がある計画停止（計画停止可能量を超える場合）、追加設備量を利用する計画停止は、直ちに、容量確保契約金額を減額する。
- この仕組みにより、計画停止を需要に応じて調整するインセンティブ（計画停止調整の実効性の確保）や、追加設備量の妥当性の評価が期待できる。

供給信頼度確保に影響がある計画停止、
追加設備量を利用する計画停止は、
直ちに減額する

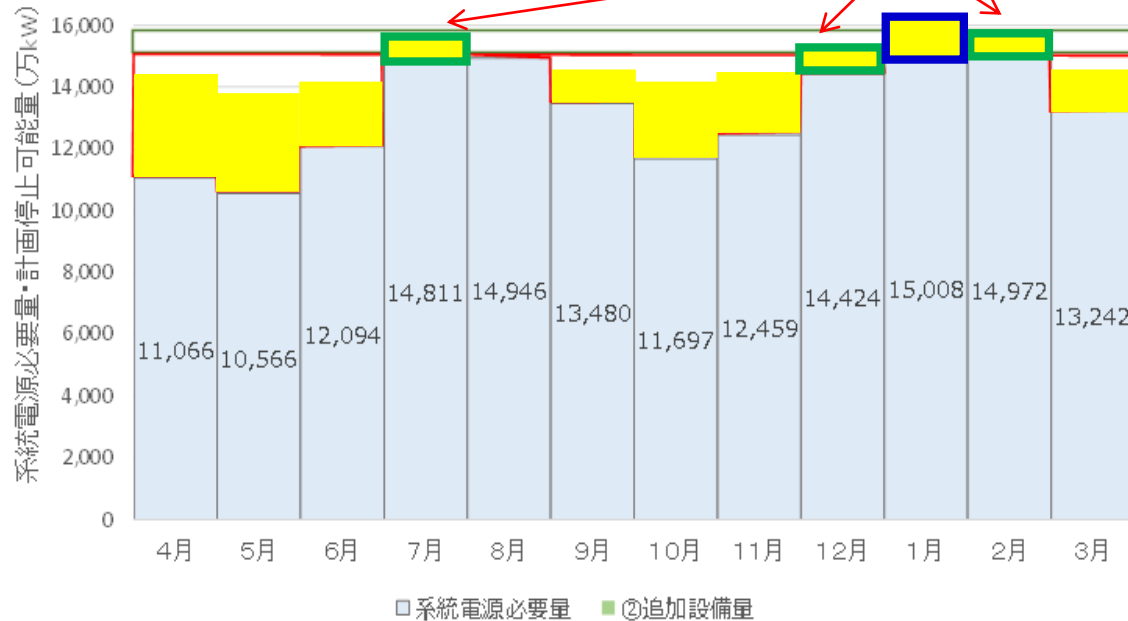


3. 減額案の概要

3-2. 減額案のコンセプト

- 減額案の具体的な検討にあたっては、以下の観点を考慮する必要がある。
 - ✓ 計画停止調整の実効性確保（供給信頼度確保の観点では、特に、下図の青色部分）
 - ✓ 原因者負担のあり方と小売負担のあり方（下図の緑色部分を含めた負担のあり方）
- また、下記の論点も含めて整理を行う。
 - ✓ 前回提案（調整不調電源）の仕組みを残すか、なくすか、変更するか
 - ✓ 通常時のリクワイアメントの仕組み（通常時180日以上計画停止から減額）の変更が必要か

追加設備量を利用する月の計画停止：直ちに減額する。

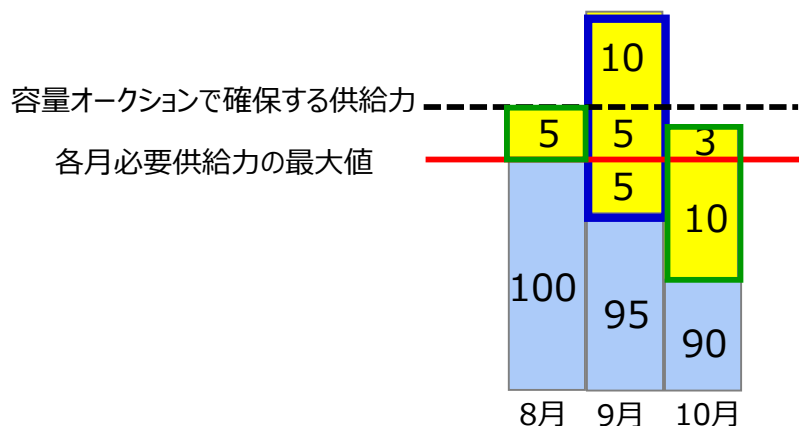


計画停止調整の結果

- 追加設備量を利用しない計画停止量
- 追加設備量を利用する計画停止量
- 計画停止可能量を超える計画停止量

3-3. 減額案を検討する観点（計画停止調整の実効性確保）

- 計画停止調整の実効性確保のためには、減額率や経済的ペナルティを統合的に設定する必要がある。
 - ✓ 減額率と経済的ペナルティは仕組みが異なるため、統合させる必要がある。
 - ⇒ 計画停止調整については、減額率で整理を行う。
 - ✓ 減額率は、各エリア・期間の調整の必要性に応じて設定する必要がある。
 - ⇒ 供給信頼度確保に影響する月の計画停止（青）は、減額率をより厳しくする必要がある。
 - ⇒ 追加設備量を利用する月の計画停止（緑）は、時期に関わらず、同じ厳しさにする必要がある。
 - ⇒ 追加設備量を利用する月の計画停止（緑）は、追加設備量の一部のみを利用する場合、供給信頼度の観点や、可能な限りの調整が可能となるように減額率を設定する必要がある。
 - ✓ 後から調整不調となった方が厳しい減額率とする必要がある。
 - ⇒ 1年前に調整不調電源となった場合の減額率は、2年前に調整不調電源になる場合よりも厳しくする。
- 前回提案した調整スキームは活用することとして、調整不調電源の対象に追加設備量の利用に基づく部分を追加して、減額率を適用（経済的ペナルティではなく）することで検討してはどうか。



<減額案の概要>

- 8月、9月、10月は、追加設備量を利用する月となるため、その月の全ての計画停止（調整不調電源）に対して減額する。
- 9月は、計画停止量が計画停止可能量を超えており、供給信頼度確保に影響があるため、8月、10月よりも減額率を厳しくする。

<参考：前回案>

- 9月は、計画停止量が計画停止可能量を超えているため、9月に計画停止する全電源を調整不調電源とし、計画停止日数の乗率を4倍とする。
- 8月、10月は調整不調電源とはならない。（乗率は1倍）

3-3. 減額案を検討する観点（原因者負担と小売負担）

- 電源の計画停止調整が必要なエリア・時期において、計画停止時期の調整を依頼され、調整できなかった電源を調整不調電源として、容量拋出契約金額を減額する。
- 電源の計画停止調整は、供給信頼度確保への影響だけでなく、追加設備量を利用するかどうかを含めて、メインオークションの約定結果に対して実施する。
 - 供給信頼度確保へ影響を与える調整不調電源は、計画停止調整後の供給力が、対象年の必要供給力（111%相当）を下回る場合の計画停止とする。
 - 追加設備量を利用する調整不調電源は、計画停止調整後の供給力が、容量オークションで確保する供給力（116%相当）を下回る場合の計画停止とする。
- 計画停止調整の対象は、供給計画に計上している定期点検等の長期間の計画的な停止としてはどうか。
 - ✓ 追加設備量は、2019年度供給計画の1年目の計画停止をもとに算定している。
 - ※ 供給計画は定期点検等の長期間の計画的な停止を対象としている。追加設備量は最低限の量としている。
 - ✓ 計画停止調整を2年前に行うこととする（加えて、2年前よりも1年前の調整不調の減額率を厳しくする）ため、全ての計画停止は対象にできない。
 - ※ トラブル等による突発的な計画停止や短期間作業など、2年前に計画停止調整が行えないものもある。ただし、これらの計画停止は追加設備量には反映していない。
 - ※ 定期点検等の長期間の計画的な停止は、調整の装いを検知できると考えられる。
- 全ての計画停止に減額案を適用できないため、通常のリクワイアメントは変更しない。また、減額の対象となる計画停止についても、通常のリクワイアメントの対象としてはどうか（計画停止日数の乗率1倍）。

3-3. 減額案を検討する観点（原因者負担と小売負担）

- 広域機関および一般送配電事業者が調整を依頼して、計画停止調整に応じないことに対する減額であるため、広域機関がやむをえない・合理的と認めた場合は、減額対象外となる。
- 例えば、一般送配電事業者との調整（例：送電線の停止や春秋の供給信頼度確保のために夏冬に計画停止を調整する）、メーカー・作業員の確保等による時期の調整が不可能な場合が減額対象外と考えられる。
 - ※ 追加設備量は、2019年度供給計画の1年目の計画停止をもとに、最低限としているため、調整先の時期が存在しない可能性がある。
 - ※ ただし、供給信頼度確保に影響を与える計画停止の場合、メーカー・作業員の確保等による停止は、減額対象外とならない。
 - ※ 大規模災害等により、計画全体を一般送配電事業者が調整・見直す場合も考えられる。
 - ※ 2年前の計画停止調整後に、ある計画停止の変更が必要となることにより、それ以外の計画の変更まで必要となる場合など、状況変化がある場合は、速やかに広域機関・一般送配電事業者と相談・調整を行うこととする。（それ以外の計画の変更は、事情によっては、減額対象外（一般送配電事業者による調整と同義）となることも考えられる）
- 具体的な調整スキーム・減額対象外は、実効的な方法とすべく、関係者とも相談して、詳細検討を行う。

電源の計画停止を考慮した設備量の算定方法の考え方
(7) 今後確保する年間計画停止可能量の考え方

17

- 2019年度供給計画では、当機関から要請文書を発行し、さらに直接協力を依頼したため、各事業者が最大限の停止計画変更を実施した結果、計画停止量が極端に減少したと考えられる。
- 一方で、2019年度供給計画取りまとめにあたっての各事業者へのヒアリングでは、以下のような意見を受領しているところ。
 - 計画停止自体を翌年度以降に繰り延べて対応したものの、今回の停止調整の要請に応じることができるのは2019年度のみとなる可能性が高い（2020年度以降は計画停止が増加するおそれ）
 - 設備改修による計画停止期間の長期化（半年程度）により夏季・冬季に計画停止をせざるを得ない
 - 工事業者の制約（取り合い）により、夏季・冬季に計画停止を実施せざるを得ない
- よって、2019年度供給計画の計画停止量をもとに算定した「H3需要の4.5%」は、追加設備量として最低限確保すべき量と考えられるか。
- なお、計画停止調整の結果、追加設備量が恒常的に不足することとなった場合には、再検討することとしてはどうか。
- ただし、追加設備量分を、計画停止に関わらず、発電に支払うことについては検討が必要である。
- 具体的には、容量市場の在り方等に関する検討会において、電源の計画停止調整の実効性を高める方法や費用負担のあり方について、容量市場のリクワイアメントおよびペナルティを見直すとともに、支払いの考え方や方法等についても検討を行うこととする。

4-1. 減額案の概要

■ 減額案の概要は以下としてはどうか。

- 計画停止による調整不調電源は、減額率を適用する。
- 調整不調電源は、以下の通りとする。
 - ✓ 電源の計画停止調整が必要なエリア・時期において、計画停止時期の調整を依頼され、調整できなかった電源とする。
 - ✓ 電源の計画停止調整は、供給信頼度確保への影響だけでなく、追加設備量を利用するかどうかを含めて、メインオークションの約定結果に対して実施する。
 - 供給信頼度確保へ影響を与える調整不調電源は、計画停止調整後の供給力が、対象年の必要供給力（111%相当）を下回る場合とする。
 - 追加設備量を利用する調整不調電源は、計画停止調整後の供給力が、容量オークションで確保する供給力（116%相当）を下回る場合とする。
 - ✓ また、広域機関および一般送配電事業者が調整を依頼して、計画停止調整に応じないことに対する減額であるため、広域機関がやむをえない・合理的と認めた場合は、減額対象外となる。
 - ✓ 例えば、一般送配電事業者との調整（例：送電線の停止や春秋の供給信頼度確保のために夏冬に計画停止を調整する）、メーカー・作業員の確保等による高需要期の停止が減額対象外と考えらえる。
- 計画停止調整の具体的なスキームは前回の提案とする。（記載省略）
- 減額率は、供給信頼度確保に影響を与える場合、追加設備量を利用する量で設定する。

4. 減額案の考え方

4-2. 減額率の考え方

- 広域機関および一般送配電事業者が調整を依頼して、計画停止調整に応じないことに対する減額であることから、減額率は厳しく設定することが考えられる。
- 調整不調電源の減額率は、供給信頼度確保に影響を与えるか、及び、追加設備量を利用する量で設定し、具体的には下記のようにしてはどうか。

<供給信頼度確保に影響を与える調整不調電源では無い場合>

- ✓ 調整不調電源に対する減額率は、最低限の追加設備量としているため、どの時期でも発生する可能性があることを踏まえると、365日で均等平均した0.3%/日とする。
- ✓ 追加設備量の一部のみを利用する場合、供給信頼度の観点や、可能な限りの調整が可能となるように、0.3%/日から追加設備量を利用する相当量で補正する。

<供給信頼度確保に影響を与える調整不調電源の場合>

- ✓ 供給信頼度確保に影響を与える場合の調整不調電源の減額率については、高需要期を中心に発生することを踏まえると、180日で均等平均した0.6%/日とする。

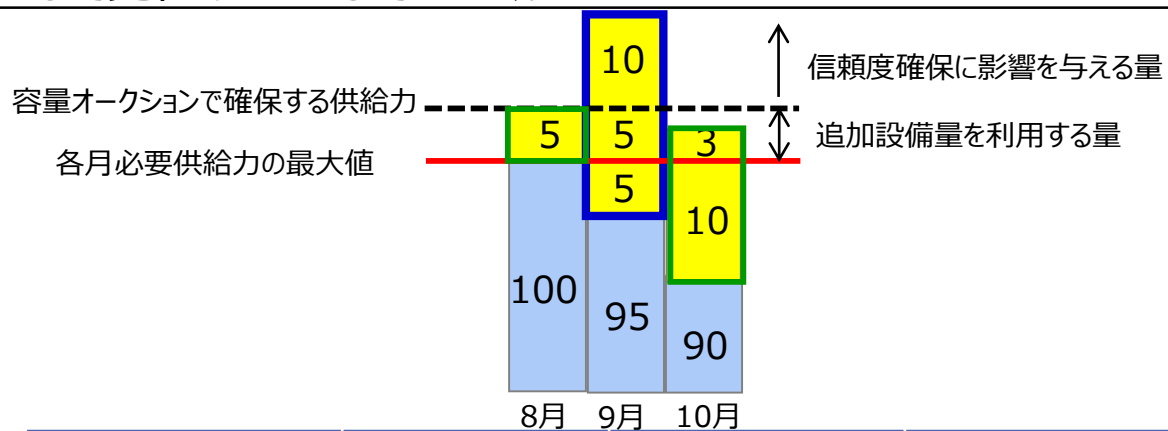
<共通>

- ✓ 全ての調整不調電源を対象に減額率を適用する。
- ✓ 軽負荷期に多くの計画停止が集中する等、計画停止の一部のみが追加設備量を利用する場合や、供給信頼度確保に影響を与える場合、減額率は、計画停止の全量と、追加設備量・供給信頼度確保に影響を与える量で補正する。
- ✓ 2年前以降に、定期点検等を申請・変更する場合、減額率を厳しくする（例：1.5倍）ことがある。
(2年前の調整以降、停止計画に変更が無い事業者については、他事業者の変更にかかわらず2年前時点での減額の有無および減額率が適用される)

4. 減額案の考え方

4-2. 減額率の考え方

- この減額案は、調整不調電源に対して、実質的に供給信頼度への影響が大きい計画外停止よりも厳しく対応していることとなる。
- これは、広域機関等が計画停止調整を依頼して、計画停止調整に応じない、ということに対する減額であるため、厳しく設定しているものである。
- 従って、今回提案する減額率を適用することとしてはどうか。なお、追加設備量や減額率は必要に応じて見直すこととしてはどうか。



	8月	9月	10月
対象電源	5	20	13
減額率	0.3%/日 ×5/5 ×5/5 =0.3%/日	0.3%/日 ×5/5 ×5/20 + 0.6%/日 ×10/20 =0.375%/日	0.3%/日 ×3/5 ×3/13 =0.04%/日

追加設備量を利用する相当量で補正

計画停止の一部のみが追加設備量を利用する場合や、供給信頼度確保に影響を与える場合、減額率は、計画停止の全量と、追加設備量・供給信頼度確保に影響を与える量で補正

3. ペナルティレートについて

(2-3) 計画外停止のペナルティレート (計画停止との関係③)

28

- 計画外停止のペナルティ算定にあたっては、以下2つの案が考えられるのではないか。
 - (案1) 計画停止のペナルティとは別途で、計画外停止のペナルティを算定する。
 - ▶ 平常時のペナルティ = 計画停止のペナルティ + 計画外停止のペナルティ
 - (案2) 計画停止のペナルティと計画外停止のペナルティを合わせて算定する。
 - ▶ ペナルティ対象となる停止日数 = (計画停止日数 + 計画外停止日数 × Y) - 180日
 - 平常時のペナルティ = オークション約定価格 × 0.6%/日 × ペナルティ対象となる停止日数
- X日までの計画外停止はペナルティ対象外とするとした場合、以下の通り、計画停止よりも計画外停止のペナルティが小さくなるケースがある。
- また、計画外停止は、計画停止に比べて、突発的に発生することで需給バランスに与える影響が大きい
ため、計画停止よりもペナルティのレートを高く設定することが妥当とも考えられる。
- したがって、案2として、計画外停止に倍数をかけることとしてはどうか。

	ペナルティ対象となる停止日数	停止の内訳		案1のペナルティ	案2のペナルティ
		計画停止日数	計画外停止日数		
ケース1	180 + X	180	X	なし	0.6% × X × Y
ケース2	180 + X	180 + X	0	0.6% × X	0.6% × X
備考				計画外停止をする ケース1の方が ペナルティが小さい	Y > 1とすれば、 ケース1の方が ペナルティが大きい

3. 課題の整理と論点

23

(5) 調整不調電源のペナルティ

- 調整不調電源のペナルティが軽微な場合、一定の時期に計画停止を集中させることで、追加オークションの調達量を増加させる等、市場操作を行うことが懸念される。
- そのため、計画停止調整の実効性を高めるために、調整不調電源のペナルティは厳しく設定することが必要と考えられる。
- ペナルティの設定方法としては、現在のリクワイアメントの枠組みを活用し、ペナルティ対象となる停止日数の乗率に反映することとしてはどうか。
- 具体的な乗率としては、計画外停止の乗率未満（2～4倍）と考え、4倍と設定してはどうか。
 - ✓ 調整不調電源の乗率は、計画外停止同等か、それよりも厳しくすると、計画停止の調整を装い実需給段階で計画外停止として申請することが考えられるため、計画外停止の乗率未満とする必要がある。
 - ✓ ただし、計画外停止は最大でも9日間で計画停止に移行できるため、計画外停止の乗率未満であっても、計画停止調整を装う懸念は考えられる。
- また、計画停止調整の実効性は、乗率の設定で確保できるため、費用負担のあり方を見直す必要まではないと考えられる。

3. 課題の整理と論点

25

(5) 計画停止調整不調電源のペナルティ (ペナルティ額)

- 180日を超過した場合、1日で容量拠出金の0.6%を減額する。
- ただし、計画外停止が平均的 (3%=8×5=40日※) に発生するため、調整不調電源として140日を超過すると減額が発生することとなる。
- そのため、高需要期に1ヵ月調整不調電源 (ケース①) であり、計画外停止率が平均の2倍発生するような電源は、ただちに減額となる。((120日+80日) > 180日)
- また、月間のペナルティの上限は18.3%であるため、180日を超過した後は、一ヶ月あたり、計画外停止で6日、調整不調電源で8日でペナルティの月間上限に至る。
- 従って、4倍の乗率とすることは、180日を超過するタイミングを早くする効果は高く (減額の始まりは早く) なるが、減額には月間のペナルティ上限があるため、年間上限額にすぐ到達するわけではない。

※ 平日 (260日) ×約3%=8日、8日×5倍カウント=40日

ケース	計画停止期間	6月	7月	8月	9月	合計日数
①	7/1~7/30 (30日)	0日	120日 (30×4)	0日	0日	120日
②	6/16~7/15 (30日)	15日	60日 (15×4)	0日	0日	75日
③	6/1~8/29 (90日)	30日	120日 (30×4)	120日 (30×4) 90日超過 18.3%	0日	270日 18.3%
④	6/16~9/14 (90日)	15日	120日 (30×4)	120日 (30×4) 18.3%	15日 15日超過 9%	270日 27.3%

8月で8日以上計画停止するとペナルティ上限となる。

高需要期に計画停止を行い計画外停止率が平均以上であればただちに減額となる。

合計日数が同じでも月間ペナルティの上限額があるため開始日により減額が異なる。

- 計画停止による調整不調電源は、減額率を適用する。
- 調整不調電源は、以下の通りとする。
 - ✓ 電源の計画停止調整が必要なエリア・時期において、計画停止時期の調整を依頼され、調整できなかった電源とする。
 - ✓ 電源の計画停止調整は、供給信頼度確保への影響だけでなく、追加設備量を利用するかどうかを含めて、メインオークションの約定結果に対して実施する。
 - 供給信頼度確保へ影響を与える調整不調電源は、計画停止調整後の供給力が、対象年の必要供給力（111%相当）を下回る場合とする。
 - 追加設備量を利用する調整不調電源は、計画停止調整後の供給力が、容量オークションで確保する供給力（116%相当）を下回る場合とする。
 - ✓ また、広域機関および一般送配電事業者が調整を依頼して、計画停止調整に応じないことに対する減額であるため、広域機関がやむをえない・合理的と認めた場合は、減額対象外となる。
 - ✓ 例えば、一般送配電事業者との調整（例：送電線の停止や春秋の供給信頼度確保のために夏冬に計画停止を調整する）、メーカー・作業員の確保等による時期の調整が不可能な場合が減額対象外と考えらえる。
- 計画停止調整の具体的なスキームは前回提案した通りとする。
 - ※ 具体的な調整スキーム・減額対象外は、実効的な方法とすべく、関係者とも相談して、詳細検討を行う。
- 通常のリクワイアメントは変更せず、計画停止の乗率は1倍として、180日からの減額も行う。

- 調整不調電源の減額率は、供給信頼度確保に影響を与えるか否か、及び、追加設備量を利用する量で設定する。

<供給信頼度確保に影響を与える調整不調電源では無い場合>

- ✓ 調整不調電源に対する減額率は、最低限の追加設備量としているため、どの時期でも発生する可能性があることを踏まえると、365日で均等平均した0.3%/日とする。
- ✓ 追加設備量の一部のみを利用する場合、0.3%/日から追加設備量を利用する相当量で補正する。

<供給信頼度確保に影響を与える調整不調電源の場合>

- ✓ 供給信頼度確保に影響を与える場合の調整不調電源の減額率については、高需要期を中心に発生することを踏まえると、180日で均等平均した0.6%/日とする。

<共通>

- ✓ 全ての調整不調電源を対象に減額率を適用する。
- ✓ 軽負荷期に多くの計画停止が集中する等、計画停止の一部のみが追加設備量を利用する場合や、供給信頼度確保に影響を与える場合、減額率は、計画停止の全量と、追加設備量・供給信頼度確保に影響を与える量で補正する。
- ✓ 2年前以降に、定期点検等を申請・変更する場合、減額率を厳しくする（例：1.5倍）ことがある。

※ 今回の減額案は、ルール上は経済的ペナルティにおいて整理することで、6月認可申請予定の業務規程の変更は不要である。

- 電源の計画停止調整 (エリアの供給力確保のための調整) は、2年前に実施することにする。
 - ✓ 2年前に、流通設備の計画停止調整も完了していること、各月毎の需給バランスを把握する必要がある。
- 容量市場は全国市場で調達を行うため、各エリアの供給予備率は一定とはならない。
- 調整不調電源は、供給信頼度確保に影響がある場合と追加設備量に起因する場合で減額率を設定する。また、広域機関がやむをえない・合理的と認めた場合は減額の対象外となる。
 - ✓ 計画停止調整の手順を決める必要がある。

(例) 供給信頼度確保が確保できるように調整し、次に、追加設備量に起因する量 (年間最大) が減るように調整する。
 - ✓ 連系線容量を踏まえて、広域的に計画停止調整を行う必要がある。
 - ⇒ 広域機関と一般送配電事業者の具体的な役割分担を決める必要がある。
 - ⇒ 一般送配電事業者と発電事業者の調整の方法を決める必要がある。

(例) 供給信頼度確保に影響がある場合⇒追加設備量に起因する場合、で①～⑤の順に調整する。

 - ①広域機関は、全国で計画停止の申請を集約し、調整が必要な時期・エリア・量を把握する。
 - ②広域機関は、一般送配電事業者調整に必要な時期・量を連絡し、発電事業者ヒアリングを依頼する。
 - ③調整が必要 (可能) なエリアが複数エリアの場合、当該の一般送配電事業者連絡・依頼する。
 - ④一般送配電事業者は、対象の計画停止ヒアリングを行い、調整の可能性を、広域機関に報告する。
 - ⑤広域機関は、ヒアリング結果を踏まえて、計画停止の調整や減額の対象を決定する。